

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成22年4月1日

富山市長 森 雅 志

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

院内業務補助及び救急輪番日の当直業務委託

#### (2) 提供を受ける役務の内容

院内業務補助（院内搬送業務、内科外来の検体の搬送 等）

救急輪番日の当直業務（患者の案内、メッセージャー業務 等）

#### (3) 役務の提供を受ける期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成22年4月1日

#### (2) 提出先

富山市立富山市民病院